

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）
第１６７条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成２８年３月３０日

鳥 取 市 東 町 １ 丁 目 ２ ２ ０
鳥 取 県 議 会 棟 別 館 内
公益財団法人 鳥取県体育協会
会 長 油 野 利 博

１ 調達内容

（１）件名及び数量

鳥取県立鳥取産業体育館（体育館・屋内プール）で使用する電気の供給
使用予定電力量（供給期間３４か月総計）２，１０８，１３８ｋＷｈ
（長期の臨時休館が無かった平成２１年度～平成２３年度各月の使用実績電力量を算出してい
るものであり、天候等により変動する。）

（２）調達条件の仕様

入札説明書による。

（３）供給期間

平成２８年６月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、平成２８年度以降にお
いてこの本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契
約の全部又は一部を解除できるものとする。

（４）供給場所

鳥取市天神町５０－２ 鳥取県立鳥取産業体育館

(5) 入札書の記載方法等

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。
- (3) 平成28年3月30日から同年4月21日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年3月30日から同年4月21日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届け出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

公益財団法人 鳥取県体育協会 総務担当

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0847 鳥取市天神町50-2

鳥取県立鳥取産業体育館 （担当） 岡野 直樹

電話 0857-24-2815

電子メール tottoriokunaipool-1@m7.dion.ne.jp

ホームページ <http://www.k4.dion.ne.jp/~t-santai/>

(2) 入札説明書の交付

平成28年3月30日（水）から4月18日（月）までの間に鳥取県体育協会ホームページ（<http://www.sports-tottori.com/>）または鳥取県立鳥取産業体育館ホームページ（<http://www.k4.dion.ne.jp/~t-santai/>）から入手すること。

ただし、ホームページについては4月18日（月）午後5時15分までとする。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）

(4) 入札及び開札日時及び場所

平成28年4月22日（金）午前11時

（郵便等による入札書の受付期限は、平成28年4月21日（木）午後5時）

鳥取市天神町50-2

鳥取県立鳥取産業体育館（第1会議室）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成28年4月15日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者の入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続きにおける交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。